

「冬の節電キャンペーン 2024」要項の追加要項

「5日間の節電成功で1,000円相当の特典がもらえる節電プログラム」

～東京都「家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業」に該当するプログラム～

本追加要項は、東京ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が「IGNITURE スマートアクション会員」を対象に開催する「冬の節電キャンペーン 2024」の追加要項であり、「5日間の節電成功で1,000円相当の特典がもらえる節電プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）」の取扱いを定めたものです。

1. 本プログラムの内容

- （1）本プログラムは、東京都「家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業」の補助金事業として行うものであり、東京都が助成する特典を当社が参加者に付与するものです。
- （2）本プログラムは、「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たした IGNITURE スマートアクション会員に適用し、当社が開催する「冬の節電キャンペーン 2024」において、当社からの節電タイムのお知らせメールを踏まえて節電に所定の日数成功した場合、都事業実施要綱に基づき当社からデジタルギフト券の付与を受けることができます。

2. 適用期間

「冬の節電キャンペーン 2024」要項の「1. 適用期間」と同様とします。

3. 定義

「冬の節電キャンペーン 2024」要項に定義される言葉は、本追加要項においても、同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

当社が開催する「夏の節電キャンペーン 2024」に定める適用条件を満たし、かつ「myTOKYOGAS」に登録された電気料金メニューに係る需給契約の需要場所が東京都内にある場合に、お客さまにおいて特段の手続きを要することなく、自動的に本プログラムを適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

5. 特典付与の対象

「2. 適用期間」で定める期間中に、当社からお送りする節電タイムのお知らせメールを踏まえ、以下に定める判定方法に従い、節電に5日以上成功した場合、当社は、「冬の節電キャンペーン 2024」の参加対象である電気料金メニューに係る需給契約の「需要場所ごと」に、本追加要項「6. 特典内容」で定める特典を付与します。ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、特典を付与することがあります。

《節電成功日数の判定方法》

- （1）「冬の節電キャンペーン 2024」の参加対象の電気料金メニューに係る需給契約について、「2. 適用期間」で定める期間中に当社が任意で設定した節電タイムにおける節電量が 0.001kWh 以上となった場合、節電に1日成功したものとします。

- (2) 1つの「myTOKYOGAS」会員IDに「冬の節電キャンペーン2024」の参加対象の電気料金メニューに係る需給契約が複数登録されている場合、需給契約ごとに節電に成功した日数をカウントします。
- (3) 節電に5日以上成功した場合、その通知は特典付与をもって行うものとします。

6. 特典内容

節電に5日以上成功した場合、「5. 特典付与の対象」に定める対象へ、デジタルギフト券1,000円相当を1回のみ付与します。なお、「myTOKYOGAS」に特典付与対象の需給契約を複数登録している場合、特典を合算して付与することがあります。デジタルギフト券の種類については当社が決定いたします。

7. 特典付与時期

- (1) 特典は、2025年3月中旬頃を目途に付与します。
- (2) 特典は、当社が特典の付与手続きを開始した時点でmyTOKYOGASログインIDとして設定されているメールアドレス宛に、特典付与に関する委託先からEメールにて送付させていただきます。特典付与の通知はメールの送付をもってかえさせていただきます。
- (3) 特典の付与にあたっては、お客様のメールアドレスを特典付与に関する委託先に提供することがあります。
- (4) 特典付与時点で「myTOKYOGAS」を退会している場合や、迷惑メール対策などで特典をお送りするためのメールアドレスのドメインを受信設定していない場合および「myTOKYOGAS」に登録されたメールアドレスにお知らせメールをお送りしても届かない場合は、原則として特典付与の対象外とさせていただきます。
特典付与メールは、「mail-members.tokyo-gas.co.jp」のドメインから送付しますので、受信可能に設定してください。

8. その他

当社は、本追加要項が適用されるお客様に対し、東京都が提供する気候変動対策等に関する情報（HTT情報）をメールにてお送りいたします。

9. 注意事項

- (1) 本プログラムの参加取消については原則受け付けません。
- (2) 本プログラムは予告なく変更または終了する場合がございます。
- (3) 当社は、本プログラムに関連して、当社が賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。
- (4) 特典付与時点で「myTOKYOGAS」を退会している方その他東京都の「家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業」の補助金事業の補助金交付対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

以上